

イ タ リ ア 共 和 国

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠		指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	管轄裁判所証拠調べ (二国間共助)
II ルートの選択基準		民事又は商事に関する事件	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)		1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部
IV 訳 文		イタリア語	イタリア語
V 費 用		原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	必 要